

平成30年度第4回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成30年(2018年)7月27日(金) 13:30 ~ 16:40

2 場 所 長野県庁議会棟 第一特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について(第4回審議)

(2) リニア中央新幹線に係る平成29年度における環境調査の結果等について

(3) 事後調査報告について

(4) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

北 原 曜

陸 齊

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))

御 巫 由 紀

山 室 真 澄

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(副))

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成30年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。梅崎委員、中村雅彦委員、野見山委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様方御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。台風が近づいておりましたコースによっては長野県を直撃する可能性もある状況で、委員会が一日ずれていたら危なかったところです。

早速ですが議事に入りますので、御協力をよろしくお願いいたします。

では本日の配布資料と進行予定について事務局から説明をお願いします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。よろしくお願いいたします。

事務局から、本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書」について、前回に引続きまして4回目の審議をお願いいたします。概ね15時30分までには議事(1)の審議を終了し、休憩を挟んで議事(2)の審議に移る予定としております。

議事(2)はJR東海から提出された「リニア中央新幹線に係る平成29年度における環境調査の結果等」について事務局から御説明させていただき、御議論をお願いいたします。

議事(3)は、事後調査報告として、一般国道292号線及び奥志賀公園線道路改築事業、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路、長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業、上伊那広域連合ごみ中間処理施設建設事業、長野広域連合Bごみ焼却施設建設事業、佐久市・北佐久郡環境施設組合の新クリーンセンター建設事業及び飛騨信濃直流幹線新設工事業について、各事業者から提出された平成29年度の事後調査報告書について事務局からの説明後、御議論をお願いし、概ね16時30分には会議を終了する予定としております。

次に本日の会議資料ですが、御手元に資料1から資料8を配布させていただいております。

資料1は、(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価準備書について、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見に対する都市計画決定権者等の見解をまとめたものであり、補足説明のため併せて資料1-1~1-11が用意されております。資料2、3はホテルの生息に関する資料、動物の生息基盤の改変量の資料となります。

次に資料4は準備書に対する関係市町村の意見となります。また、資料5は先週7月21日土曜日に開催いたしました公聴会において1件の公述の申出がありましたので、その公述内容の概要と公聴会記録書となります。

また、資料6は伊駒アルプスロードの準備書に対する技術委員会意見のとりまとめについて御議論をいただくため、第3回審議分までの委員の皆様への御意見の取扱いについて、事務局が案として作成したものです。こちらは、予め委員の皆様方にメールにてお送りしたものとほぼ同じになります。

資料7は議事(2)のリニア中央新幹線に係る平成29年度における環境調査の結果等の概要です。その報告書の正本と希少動植物に係る位置情報を記載した非公開版を委員限りで配布しております。

資料8は議事(3)の事後調査報告の内容を概要としてまとめたもので、それぞれの事業の報告書を委員の皆さんには非公開部分を含めて配布しております。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今説明のありました資料は御手元に揃っておりますでしょうか。もし不足等がありましたら途中でも結構ですので、事務局にお申し付けください。

早速ですが議事1(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書についてですが本日は第4回目の審議となります。

都市計画決定権者、事業者の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。

資料1から資料3について御説明をお願いします。

事業者

伊那建設事務所計画調査係長渡辺と申します。

渡辺

それでは資料1から3を順次御説明させていただきます。

(伊那建設事務所)

資料1については前回委員会とその後の追加意見となり、合計31項目となります。本日は事後回答とさせていただいた項目を御説明いたします。

1番については回答済ですので省略いたします。

2番は気象の用語訂正に関する御意見です。気象官署の定義は气象台や測候所であり、伊那地域気象観測所は気象官署ではない、という御指摘です。これを踏まえ資料1-1に記載のとおり「気象官署」という語句を削除しております。

3番は盛土材の品質管理に関する御意見です。前回審議の中では発注者の監督責任として品質管理を行う旨を回答させていただきました。

事後回答としては資料1-2の赤字の追記のとおり盛土材の品質管理を事業の発注者が責任をもって行うことを追記しております。

4番は防災効果に関する御意見です。これまでの審議の中で盛土部について直接的な防災の位置付けがない旨回答させていただきましたが、間接的に洪水時や土砂災害に対する防災機能を果たす側面が考えられますので、資料1-3に示すとおり前回の委員会資料を訂正させていただきました。

5番は前回審議において大気質の寄与率をお示ししましたが、四捨五入の結果により寄与率0%という表示がありましたが、寄与率が全くないというものではないという御指摘を受け、資料1-4の表の欄外に※の注意書きを追記しております。

6~11番については第3回までの審議、及び審議後に行った個別のヒアリングにおいての地下水の予測評価に関する御意見です。御意見の主な内容は「データ数が少ないため正確な予測評価ができていないのではないか」、「既存井戸を調査してデータを保管するのがよい」、「事後調査なども含め今後どのように対応するか示すべき」といったものです。これらを受け資料1-5を作成し、地下水の評価について御指摘を踏まえた修正案を記載しております。本文の1~2行目に路線選定段階で切土、及びトンネル区間を抑制し、地下水への影響低減に努めている旨を記載しております。

次ページのA3縦断図を御覧ください。宮田村大久保地区と宮田村中越地区以外は広く深い掘削を伴わないことがお分かりいただけるかと思えます。また現時点でデータが少ないという御指摘もありましたが、井戸分布などの詳細な調査を工事着手前に行うこと、また工事中及び工事終了段階で影響の有無の確認を行うこと、設計段階で

ボーリング調査を実施するなど、詳細なデータ収集を行うこと、などの記載を本文に追記しております。これらのデータを利用して検討を行い、確実に対策を実施することで地下水への影響ができる限り回避又は低減されるものと評価しております。

12番～14番については地下水の流向について御意見をいただきました。事後回答の内容は資料1-3及び1-6にお示ししております。

まず資料1-6のA3の図を御覧ください。3点の観測井戸から地下水位の等高線を描き、等高線の直角方向を流向として推定しました。流向については周辺地形の高低差から見ても合理的であると考えています。

資料1-6の1ページ目、資料1-3はこれらのことについて修正を加えたものです。

15番については最新の土砂災害警戒区域図と浸水想定区域図を一つにまとめると資料として捉えやすいといった御意見です。これを踏まえ資料1-7に示すとおり重ね合わせた図を作成しました。

16番は防災情報、地震被害想定などの御意見です。

17番はミクリ属の事後調査についてです。こちらについては前回委員会で回答済みとなっているため省略させていただきます。

18番、19番はミクリ属の予測評価と保全措置についてです。第3回審議後の追加意見として、水田が一部消失することによって、ミクリ属の生育条件が確保されないことが予想されるといった御意見です。これについてミクリ属が生育する地点の水路は計画路線区域外となり、改変は行わないため直接的な影響はないと考えています。また生育環境に関しても水田は道路区域となる最小限の箇所が一部消失しますが、道路区域の周辺全体が消失するわけではありませんし、準備書に既に記載させていただきましたが、工事の実施にあたり工事施工ヤード及び工事中道路の計画路線区域内利用を保全措置として実施することにより、生育環境への影響を低減してまいります。

20番はイヌハギの予測評価と保全措置についてです。第3回審議後の追加意見として、イヌハギの予測に影響はないとする妥当性について御意見をいただきました。イヌハギの予測に影響はないとしたのは、準備書には記載しておりますが、工事施工ヤード及び工事中道路の計画路線区域内利用の環境保全措置により、生育環境への影響を低減するとしたためです。工事実施にあたっては計画路線区域外に存在する生育地にも十分注意するよう、施工会社へ周知してまいりたいと考えます。

21番はナゴヤダルマガエルの予測評価と保全措置に関する御意見です。第2回審議において、道路が計画されている地区の水田、用水路、小河川にナゴヤダルマガエルなどの重要種が生息しているといった御意見をいただきました。御提供いただいた生息地に関する情報を元に作成しました資料1-8を御覧ください。生態系の該当箇所にナゴヤダルマガエルに関する内容を追記しております。なお動物の重要種として評価を行うには、御提供いただいた資料よりも詳細な生息する地点の記録も必要ですので、生態系の項目のみを追記とさせていただきます。

なお水辺環境をできるだけ消失させないように道路構造を橋梁に変更すべき、といった御意見もありましたが、計画路線区域外に同様の生育環境が残るため、生態系において種の生育は保全されると予測しました。ただし御意見を踏まえ資料1-9にお示しするとおり、地域で注目されている種であることから、今後必要に応じ専門家の意見を聞きながら、調査を行うとしております。なおミクリ属やイヌハギと同様に工事の実施にあたり、工事施工ヤード及び工事中道路の計画路線区域内利用を保全措置として実施することにより、生息環境への影響を低減してまいります。

22番はクロツバメシジミの予測評価と保全措置についてです。クロツバメシジミについてもナゴヤダルマガエルと同様に生息地に関する情報を提供いただいておりますので、資料1-8のとおり生態系の該当箇所に追記しました。

23番はミヤマシジミの予測評価について、前回委員会で回答済みとなっておりますので省略させていただきます。

24番はミヤマシジミの保護についてですが、第3回までの審議においてミヤマシジミの保護団体について情報をいただいております。法律上の事後調査は行いま

んが、事業実施にあたり保護団体等の関係団体と連携して保全措置等の検討を行ってまいります。

25番は盛土が高い区間があり、近傍では圧迫感があるのではないかとといった御意見です。天竜川の堤防付近が12m程度の高い盛土になりますが、堤防付近に集落や人家がほとんどないため、盛土ができて圧迫感があるという印象を与えることはない旨を前回委員会で回答させていただきました。評価書においてもこれらの意見を踏まえ資料1-10のとおり追記をしたいと考えております。

26番から31番については三峰川サイクリング・ジョギングロードに関するものです。第3回までの審議において、三峰川サイクリング・ジョギングロードの景観や人触れに関する御意見を多くいただいております。主な内容としては「撮影地点が計画路線から遠いのではないか」、「景観と人触れを関連させて予測評価するのがよい」、「盛土の圧迫感をなくすため橋梁にするのがよい」といったものです。資料1-11を御覧ください。いただいた御意見を踏まえ近景の撮影点でのフォトモンタージュを作成したいと考えております。フォトモンタージュについては作成に時間を要するため今回の審議ではお示しできませんが、撮影点の案を資料1-11に掲載させていただきました。眺望点の選定は人が集まる場所を基本としていることから、三峰川サイクリング・ジョギングロード上にベンチがある案1の場所でフォトモンタージュを作成したいと考えております。こちらの場合計画路線からの距離は約40mとなります。

資料1-11の2ページ目に概ねの計画路線の位置をお示ししております。事業者の考えとしては、案1でフォトモンタージュを作成後、圧迫感などを含めた予測評価を行いたいと考えております。

以上が資料1の説明となります。

引続き資料2の評価書におけるホタルの修正部分について御説明いたします。

本件の第1回審議の説明の際に、ゲンジボタルの生息していることが確認されているが、詳細な位置、正確な情報がないので、本年度に改めて調査を実施すると申し上げておりました。今回ゲンジボタルに加えヘイケボタルも適切な時期に調査を行っております。

調査時期は6月上旬から7月上旬です。資料2にお示しするとおり日没から3時間程度の夜間に任意で踏査し、ホタルの目視確認を行いました。

予測結果としては資料2の12.9-113~114ページにお示しするとおりです。また位置図にも示すとおり、特に堂沢川や伊那市大沢川、三峰川の左右岸で確認されております。計画路線付近で多数確認されておりますが、準備書に記載している環境保全措置を行うことにより、ゲンジボタル、ヘイケボタル共に工事中及び供用後についても生息環境が保全されると予測しております。

資料2の説明は以上となり、次に資料3を御説明いたします。

資料3は動物の生息基盤の改変量についてとなります。第2回審議において、ミヤマシジミ及びオオムラサキと関連した食草の予測評価における改変量を記載しております。

評価書に記載するにあたり生息場所や生育場所などが特定される書き方は適当でないため、そのような表記とならないように修正を行いました。また6.2-4ページ表6.2-2のミヤマシジミ、コマツナギについては第2回審議における資料の箇所数、個体数、株数に誤りがありました。大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。訂正させていただきます。

6.2-7ページの生息基盤の変化の程度を数値で提示しておりますが、予測範囲を明確にするために植生図の補完調査を行い、事業実施区域の端から250mの範囲の数値としています。

以上資料1から3の説明となります。よろしくお願いたします。

について確認を進めてまいりたいと存じます。いつもの要領で、前回までにいただいたあるいは前回以降に追加でいただいた御意見について、御発言いただいた委員から御意見を伺い、その後関連する御発言を他の委員からもいただく形で進めさせていただきます。ただし、ここでは事後回答が出ている項目のみ審議します。それ以外については、最後にまとめてその他の御発言をお伺いしますので、その時に御発言いただければと思います。

まず、2番の御意見に対して資料1-1が出ていますが、鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木委員

結構です。

片谷委員長

他の委員の皆様から何かありますでしょうか。ではこれは了解したものとさせていただきます。

3番について資料1-2が出ていますが富樫委員いかがでしょうか。

富樫委員

これで結構です。

片谷委員長

ありがとうございました。他の委員から何かありますでしょうか。ではこれも了解したものとさせていただきます。

4番の御意見には資料1-3が出ていますが、梅崎委員は本日御欠席です。梅崎委員からの御意見は事務局に届いていますでしょうか。

事務局
是永

特段いただいておりません。

片谷委員長

分かりました。私も見ましたが、要望があった修正はされていると判断してよろしいかと思えます。特に追加の御意見も出ていないとのことですので、了解されたものとさせていただきます。

5番は私ですが、これは寄与率の表記上の問題だけですので、この修正で問題ございませんので、了解とさせていただきます。どなたか御意見がございましたらぜひ御発言ください。

次に事後回答がありますのは7番になります。8番～14番も地下水になりますので、別々でも構いませんし、まとめてでも構いませんが富樫委員いかがでしょうか。

富樫委員

基本的にはこれで結構です。ただ、資料1-5について委員会限りとなっていますが、評価書に載せられない理由があるのでしょうか。

事業者
唐澤
(伊那建設事務所)

資料編への掲載であれば、特段問題ございません。

富樫委員

掲載していただいた方がイメージしやすいので、お願いしたいと思います。また、折角断面図、横断面図が書いてありますが、深さ情報もありますので、深さの数字も現時点で記載できる数字として入れていただくようお願いしたいと思います。

片谷委員長

下の2つの図の縦のスケールを書いてほしいということですね。これは可能ですか。地形が簡略化されて書かれているような雰囲気もありますが。要はこの斜面の高さやトンネルの深さですね。

事業者
唐澤

詳細設計がこれからという中で、確定できない数字は載せられないと考えています。

富樫委員	準備書の中には、下の構造図の深さの数字は入っています。その数字を入れていただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。
事業者 唐澤	確認不足で申し訳ございません。おおよそのくらいということで、数字を入れさせていただきますればと思います。
片谷委員長	理解を深める情報は少しでもあった方がよいので、是非記載をお願いします。地下水に関する意見はいくつか項目がありますが、14番までご確認いただいたということで富樫委員よろしいですか。
富樫委員	はい。
片谷委員長	<p>他の委員の皆様から、資料1-6までについて何か御意見があれば伺います。よろしいですか。では次に進みます。</p> <p>15番について資料1-7が出ておりますが、これも梅崎委員からは特に御意見は出ていませんか。</p> <p>私も資料1-7を見まして1つの図にさせていただいたということで、要望のとおりご対応いただいたと思いますので、これで了解したものとさせていただきたいと思います。</p> <p>次は18番になります。大窪委員の御意見ですがいかがでしょうか。もし関連する他の項目があれば、一緒に御発言いただいても構いません。</p>
大窪委員	<p>追加意見について、ここではミクリ属の話なのですが、併せてナゴヤダルマガエルやツチガエルなども生息する場所です。事後回答では、例えばミクリ属は直接影響しない区域に生育しており、工事施工ヤードの区域内利用を保全措置として実施するので、影響を低減できるというお話しです。</p> <p>実際道路ができる場所は今水田でありそこを盛土することですが、ミクリ属の植物は水田耕作をするために水路に水が流れていて、水田と水路が一体となった環境の水路で生育できる植物なので、水生植物を保全するためには、事業外の区域だけの話では終わらないということをお話し申し上げます。</p> <p>ナゴヤダルマガエルについても、後で同じような回答がされていますが、用水路だけの話ではないので、できれば道路構造を橋に変更していただきたいというような意見を申し上げました。今の私の意見についてはどうお考えでしょうか。説明をいただきたいと思います。</p>
都市計画決定権者 高倉 (県都市・まちづくり課)	<p>回答させていただく前に、折角の機会ですので大窪委員にお聞きしたいのですが、今回ミクリ属の話ですとかいろいろ教えていただいております。それに対する影響があるだろうとお話しをいただいております。私共とすると、直接道路の区域に当たらない部分なので、こういうものについては、私共の一つの目安としております技術手法等にはこの判断について書いてありません。大変恐縮なのですが、大窪先生の御研究の中で、こういったものが影響するというものをご提供いただくと、それを根拠に調査等を進められるので、逆の質問をさせていただいておりますが、何かもしヒントをいただける部分があれば教えていただきたいなと思います。大変申し訳ありませんがお願いいたします。</p>
片谷委員長	アセスメントという制度は裁判を行っているわけではありませぬので、技術委員会と事業者の共同作業という位置付けで考えていただければ結構ですから、そういった御質問をいただくことは制度上禁止されているわけではございません。大窪委員なにかコメントされることございますか。

大窪委員 目的はここにある生物種の保全ということなので、長野県の環境影響評価のルールに基づいての判断をここではすべきだとは思いますが、それ以上のことは何も申しませんが、できるだけ配慮をして対応していただきたいという意見です。

片谷委員長 今日が最終回の審議の予定であるということももちろんありますが、この後評価書が作られて、着工という手順で進んでいくわけで、そのプロセスの中で具体的にこういう所に注意して保全措置をした方がよいというような助言的な御発言を事務局を通じて事業者サイドに伝えていくことは、ルールを逸脱しない範囲であり全く問題ありません。そういう形で大窪委員から具体的な保全のための助言を事業者側にお伝えいただくことはできますか。

大窪委員 はい。いたします。

片谷委員長 ではこれは事務局がそのように対応してください。事務局が知らないところでのやり取りはよろしくないので、全て事務局を通して伝えていただくようお願いします。事業者さんは大窪委員、それから植物に関することですので御巫委員も専門ですので、助言を聞いていただいて、できる限りそれを取り入れた形で今後の保全対策を実行していただくことをお願いしたいと思いますがそれでよろしいですか。

都市計画決定権者 高倉 ありがとうございます。いずれにしましても、何か事例があって、道路区域でなくともこういう影響があったということ、他の事例でもいただけますと参考になります。直接は道路の改変をしない部分ですので、今の時点では書き加えることが難しい状況でございます。ですので、お二人の先生から事例も教えていただければと思います。

片谷委員長 大窪委員がおっしゃったのは、水路の先は対象区域外だけれど、水田がなくなると水路の水量が変化し生物に影響を与えるといった趣旨の御指摘だったと思いますので、そういった報告書や研究論文などがパブリッシュされていれば事業者に紹介していただくとよいかと思います。何か具体的な例があった方が対応しやすいかと思います。

大窪委員 承知しました。

片谷委員長 では、今の件、事業者さんもよろしいですか。アセスの精神は最大限の環境保全措置をしていただくというもので、アセス制度におけるベスト追求型というのは保全措置に関してはできるだけことは行っていただくという趣旨です。そこには技術委員会のメンバーも協力できることはしますので、是非そこは前向きに最大限目指してやっていただくようお願いします。大窪委員 18 番はそれでよろしいですか。

大窪委員 はい。

片谷委員長 では 20 番のイヌハギの件ですが、これはいかがですか。

大窪委員 5mか9mかという話で、絶滅危惧種に指定されているイヌハギの生育地について、影響はないという判断をされるということだが、留意はしていただけるというお話しで承知しました。ですが、イヌハギという植物は他のマメ科の植物ととても間違いやすく見分けが難しい植物であり、よく生えているツル植物のクズとよく似ており、施工会社の方が認識できるかが非常に難しいです。専門家でも見落とすような植

物でありその辺りが心配ですので、気を付けていただければと思います。

片谷委員長

現物があればそれを見て学習していただくことも可能かと思いますが、写真を利用するなり、十分注意するよう周知しますと回答を出していただいていますので、非常に見誤りやすいものであることを認識していただいて、できる限りの措置をしていただくということをお願いしたいと思います。

では、次にまいります。21、22番について、先ほども少し言及されましたが資料1-8と1-9について大窪委員いかがですか。

大窪委員

先ほどのミクリ属については植物ですが、ナゴヤダルマガエルの宮田村における生息地と同じ場所の話でした。ナゴヤダルマガエルについては伊那市の生息地と宮田村の生息地が今回の事業地の範囲に入りますが、宮田村のナゴヤダルマガエルの生息地は非常に隔離されていまして、事後回答の中に「計画路線区域外に同様の生息環境が残るため」と書いてありますけれども、区域外にもあることはありますが、非常に狭い範囲でしか生息地がないので、特に保全措置が必要だという意見を申し上げているところです。ナゴヤダルマガエルについても、先ほどのミクリ属という水生植物と同じ様に生態系での指標種になる両生類ということで位置付けていただきましたので、工事にあたっては留意していただけるとのことですので、相談をかけていただきながら対応できればと思いますがいかがでしょうか。

事業者
唐澤

そのようなことで、是非ご助言のほうよろしくお願ひしたいと思います。

片谷委員長

アセス手続は評価書で終わりますし、準備書が出ますと技術委員会での審議はもう行われなわけですが、決してアセス制度はそこで終わるものではありませんし、工事完了まで続くものだと御理解いただいて、その間技術委員会の委員としても情報提供できることはいたします。必要な状況があれば、事務局を通じてこういったことが分からないと言っていたら、担当委員が情報提供することはできますので、そういったところは密に対応していただきたいと思います。

では、22番はツメレンゲですけど、これは資料1-8に追記されたということですがいかがですか。

大窪委員

資料1-8に追記されましたのは、ツメレンゲを食草としますチョウ類のクロツバメシジミの方です。本来ならば、ツメレンゲとクロツバメシジミをセットで生態系の項目に入れていただければよいかと思います。こちらの情報提供もしましたが、クロツバメシジミの生息状況の調査の結果が準備書の別冊の分布情報の中から抜けていましたので、修正していただきたいと思います。

片谷委員長

これは対応可能ですか。

事業者
唐澤

ご指示のとおり対応したいと思います。

片谷委員長

では評価書の別冊に追加していただくということをお願いいたします。
24番は中村寛志委員の御意見ですがいかがでしょうか。

中村寛志委員

これで結構です。地元団体と連携して保全を進めていただきたいと思います。

片谷委員長

私も申し上げましたが、他の団体の協力を得てより優れた環境保全対策が実施できたという良い事例になるよう最大限努力していただきたいと思います。

25 番は梅崎委員ですがこれも追加の御意見はないということでもよろしいですか。これも私が補足の発言をした件で、資料 1-10 に示していただきましたので、これはよろしいかと思えます。テーマが景観ですので陸委員何かコメントありますか。よろしいですか。

27 番は景観及び人と自然との触れ合い活動の場についての陸委員の御意見です。資料 1-11 が出ていますがいかがでしょう。

陸委員

ご対応ありがとうございました。出していただいた資料で結構ですので、このまま進めていただければと思います。ただ、事後回答の中で人触れの項目において評価を行いますと書いてありますが、景観の項目では扱わないのでしょうか。

事業者
唐澤

人触れの方で扱いたいと考えております。

陸委員

フォトモンタージュを用いた評価については、通常景観の項目で行いますので、景観の方に加えていただいて、その結果を基にして人触れのところで環境保全措置について扱うというやり方がよいのではないかと思います。27 番の前の口頭での回答の 2 つめの・のところにも、「景観の変化が生じると判断しており、それに対する保全措置を人触れのところで記載する」と書いてありますので、このとおりにやっていただくのがよいかと思えますがいかがでしょう。

片谷委員長

モンタージュは作られるとのことであり、それに対する評価をどこに記載するかという問題だけですので、できましたら陸委員が提案された方法で書いていただくことはできませんか。

コンサルタント
尾原
(株)千代田コン
サルタント)

サイクリングロードのフォトモンタージュの話ですが、元々人と自然との触れ合いの活動の場の中での快適性の変化という中で眺望の変化ということで表しております。景観の場合ですと、構造物が入ることにより仰角や俯角等がどう変わるかという指標になりますので、景観と人触れですと定性的な評価と定量的な評価で若干異なってきますので、できれば人と自然との触れ合いの活動の場の快適性の変化に対する予測結果として扱いたいと思っています。

陸委員

そのように扱っていただくのはいいと思います。今の説明の中でも、景観に変化が出てくるという説明をされていますので、景観に入れていただくことで何ら支障はないと思います。なぜこだわるのでしょうか。

片谷委員長

景観に入れると、仰角といった定量的な議論が必要になってくるという説明だったかと思えます。そこは、限定されているわけではありませんので、見た印象による景観の評価はありだと私は認識しています。スカイラインといった話でなくていいわけですよ。

コンサルタント
尾原

おっしゃっていることは理解できるのですが、調査地点の選定の有無といった、一連の流れの中で不整合が生じてくる可能性があります。この部分については人と自然との触れ合い活動の場での対応とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

陸委員

繰り返しになりますが、なぜ景観に入らないのか理解できません。亀山委員にご意見いただければと思います。

亀山委員

フォトモンタージュは景観に関する予測評価の手法ですので、そのようにご理解い

ただいた方がよろしいと思います。人と自然との触れ合い活動の場に対する影響がどうかということを見る場面ですので、フォトモンタージュでやるものではありません。県の技術指針もそのように記載されています。今後、ややこしい話ができてしまうとよろしくないと思いますので、きちんと切り分けていただいた方がいいと思います。

コンサルタント
岩沢
((株)千代田コン
サルタント)

陸委員の三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望については、快適性で評価をさせていただいています。その景観のイメージという形でCGを作成し、快適性の変化が生じるというように記載している補足として、資料編にそのCGを使うということで、人と自然との触れ合い活動の場に掲載させていただきたいということが私共の考えです。

片谷委員長

モンタージュを作成して、資料編か、本編に掲載するのであれば、景観の予測評価項目の中で何らかのコメントを記載いただいた方が、通常の図書の記載の仕方、少なくとも長野県の技術指針に沿った形になります。新たに項目を立てるということではなく、今回作成するモンタージュも実際の図自体は資料編に載るのであれば、景観で引用して、人と自然との触れ合い活動の場でも引用する、同じ図を両方に使うこともあっていいと思います。眺望に関する図が載っているのに、景観でコメントされていないのは、違和感があります。いかがでしょうか。

事業者
唐澤

そのような扱いで、両方に記載したいと思います。

片谷委員長

景観では、ごく短く触れておいていただければよろしいかと思います。そこで定量的な評価に関する記載はなくても構わないと思います。陸委員、よろしいでしょうか。

陸委員

はい。

片谷委員長

では、陸委員に納得していただきましたので、次に進みます。
28番も併せてご発言いただいたということでもよろしいですか。

陸委員

はい。

片谷委員長

では、次に進みます。
29番は北原委員のご発言ですが、いかがでしょうか。

北原委員

今までの議論で結構です。

片谷委員長

30番、景観と人と自然との触れ合い活動の場に関する意見です。梅崎委員のご意見ですが、現時点では判断が難しいというのが前回の回答で、今回も特に新しい回答はないということですね。モンタージュはいずれにしても作成していただくことになりましたので、最終的な道路構造の設計を確定させる段階で、最大限配慮していただきたいということがこの委員会としての強い要望です。これは事業者さん、今後最大限努力をしていただけるということでも理解してよろしいですか。

事業者
唐澤

そのように解釈していただければと思います。

片谷委員長

ありがとうございます。これで資料1の確認は済みました。前回ご欠席の委員もいらっしゃいますし、今日は持ち帰って回答を用意していただく余裕はありませんが、

何か留意していただきたい点等に追加のご発言等あれば承ります。いかがでしょうか。

ご欠席だった亀山委員はいかがですか。

亀山委員

結構です。

片谷委員長

では、追加のご発言は特にないようですので、資料2、3に関する審議に移ります。資料2と3については、主には昆虫に関する資料ですので、中村寛志委員いかがでしょうか。

中村寛志委員

資料3については、県の技術指針マニュアルに沿った形で対応していただいたので、これで結構です。ただし、オオムラサキのエノキが消失することとなる部分については、幼虫を探して別の場所に移動していただきたいと以前お願いしました。その点については改めてお願いしたいと思います。

資料2については、今回初めて確認をしました。ヘイケボタルは準絶滅危惧種ですが、この内容で結構です。ゲンジボタルは、地域個体群指定ですが、大沢川を工事する際には川の流水を止めて別のところに流すのかという具体的なことを確認させていただきたいと思います。もう一つは、伊那谷にはゲンジボタルを守る会があちこちにあります。この地域では、そういった会があるかどうかについても確認させていただきたいと思います。

事業者
唐澤

大沢川の工事の進め方に関するご質問ですが、水に関しては局部的には迂回させる場合もありますが、本川をまるっきり違う場所に持っていくということはありません。流水を確保しながら進めていきます。

中村寛志委員

水が枯れてカワニナの生息がなくなるといった懸念はないということでしょうか。

事業者
唐澤

そういうことで結構です。ホタルを守る会については、現在のところないと承知しています。

片谷委員長

他の委員の皆様から、資料2、3についてご意見はありませんでしょうか。資料2は、今回初めて出てきたデータになります。貴重な動植物が予定ルートのかかなり近いところに生息しているので、その保全については最大限留意していただくわけですが、専門的な判断を要するような場面になりましたら、地元の愛好家の方々、地域の研究者の方々との連携はもちろん、事務局に相談していただき、事務局が担当委員の意見を照会するというのも可能です。最大限の保全の努力をするということをご理解いただいて、対応いただきたいと思います。

亀山委員どうぞ。

亀山委員

資料2の2、3ページについてですが、ホタルは特に繁殖期の光の影響を非常に強く受けるので、通常1ルクス以下でないと繁殖に影響が出ると言われています。ここに書いてある内容だとそれが保証できるのかわからないのでお聞きしたいです。道路から光が漏れないようにと記載されていますが、通常の照明ですとなかなか照度を抑えることができなくて、必要に応じて、例えば道路に高欄を付けて照明するといったやり方をして、道路外に光が漏れるのを防ぐ等比較的気を遣う場所ではそういった方法をとります。

その辺りの配慮が十分かということが心配なのでお聞きしたいと思います。

事業者

ここにも記載してございますように、極力外部に向けないように配慮することはも

唐澤	<p>もちろんですが、場合によっては遮光板という影を作るものを設置しまして、漏れ出しの防止に努めていきたいという趣旨でございます。</p>
亀山委員	<p>照明器具を考えると明るさの予測は、簡単にできるものですから、やっていただいて1ルクス以下にできるようなものなのかということをご検討いただいた方がいいと思います。</p>
コンサルタント 尾原	<p>調査結果を参考にご説明させていただきたいと思います。ゲンジボタルの確認場所の一番北側の地点、比較的大きな道路の橋の袂になりますが、ここは比較的明るい場所で1ルクスを超えているだろうという場所です。そういった現地の実地の明るさの状況を踏まえて検討する必要があるのではないかと考えております。</p>
亀山委員	<p>現地は明るいということですが、物陰で暗くなっているところにホタルは生息しているわけです。実際に、ホタルが生息する場所の明るさがどうかということをごきちんとおさえていただかないと、この辺りは明るいのでこの程度でいいという考え方は適切ではないと思います。</p>
片谷委員長	<p>これについては、十分配慮していただきたいと思います。これは施工会社との協議になるかと思いますが、生息が確認されている場所では、原則的に遮光の措置を考えていただくということが必要になると思います。生息の確認されている場所については、そういう方向で十分に配慮することをお願いしたいと思います。今日の意見には入れませんが、付帯意見として事業者さんにお伝えしておきたいと思います。他はよろしいでしょうか。</p> <p>今ご説明いただきました資料1から3についてのご意見は出尽くしましたので、次に資料4、5に進みたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 是永	<p>まず資料4を御覧ください。伊駒アルプスロードの準備書に対する関係市村の意見です。こちらは法に基づき関係市村の伊那市、駒ヶ根市、宮田村に意見照会をしまして、6月に回答があったものです。</p> <p>その結果、掲載はしてありませんが駒ヶ根市から「環境保全の目的は達成するものと判断される。」という報告をいただいております。</p> <p>次に伊那市ですが、資料3の1番になりますが、全般事項として橋梁について、環境や景観に十分な配慮と、伊那市の顔となるようなデザインを求める御意見が提出されています。</p> <p>次に宮田村ですが、全般的事項から騒音、振動、景観等について、28項目にわたり御意見をいただきました。</p> <p>全般事項では2番の地域住民の不安払しょくのための情報提供や合意形成を求めるもの。</p> <p>3番は道路構造による大気質、日照障害、騒音や景観などへの影響が低減できるような環境保全措置を求めるものです。</p> <p>4～6番は工事車両による渋滞、交通事故防止のために運行ルート等について村との協議や環境保全措置を求めるものです。</p> <p>7～11番は騒音、振動に関するもので、騒音について、環境基準に近い予測であり環境保全措置を求めるもの、事後調査を求めるもの、工事期間中の住民のヒアリングなどを求めるもの、という意見です。</p> <p>12、13番は水の濁りや汚れの水質に関するもので、天竜川のアユ漁の時期への考慮、底生生物のヒゲナガカワトビケラへの影響低減を求めるものです。</p> <p>14、15番は水象、地下水に関するもので通水工対策に係る地下水に配慮した工事計画や調査を求めるものです。</p>

16～18番は動物に関するもので、動物の移動経路の確保、照明の漏れ出し防止、繁殖期への影響低減を求めるものです。

19～20番は生態系に関するものでオオムラサキの食草のエノキの確認やヘイケボタルの保全のためのカワニナやタニシ、モノアラガイの生息環境の確保を求めるものです。

21～26番は景観に関するもので、河岸段丘の眺めなどの影響評価が不十分であること、村の景観計画を適切に反映した予測評価とされていないこと、河岸段丘の景観資源の改変割合は段丘林で評価すること等を求めています。

27番は文化財について教育委員会との協議を求めるものです。

28番は搬入土の汚染防止、29番は外来種の防止対策を求めるものです。

これら意見につきましては、知事意見を述べる際に勘案することになります。

次に資料5を御覧下さい。こちらは7月21日の公聴会にあたり、公述の申出が1名あり、その公述意見の概要です。

また、資料5の補足資料として公聴会の記録書を添付しております。内容は御覧のとおりで金属部品の加工を行っている公述人が、工事、供用後の振動により加工精度が保てなくなるので対策の検討を求める公述がなされました。この公述内容につきましては、準備書に対する知事意見を述べる際に配慮することになります。今回は参考として提供させていただきました。

事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今御説明いただいた資料4、5について委員の皆様から御質問等があれば承ります。

山室委員どうぞ。

山室委員

資料4の騒音について、調査地点と予測地点が別の地点になっているという意見があり、私も今確認しましたが確かに別になっています。これは、明らかにミスではないかと思いますが、こういった場合は手続をやり直すことになるのでしょうか。

コンサルタント
尾原

騒音の場合ですと調査地点と予測地点が一緒である場合とそうでない場合があります。あくまでも調査の場合は、現状の道路の道路交通騒音を測りますので、新しく道路を作る場合は違う地点となる場合もあります。必ずしも、調査地点と予測地点が同じ地点となるとは限らないことになります。

山室委員

予測地点の面積もかなり小さくなっていますが、この点についてはいかがでしょうか。

コンサルタント
岩沢

準備書を作成するに当たって、予測計算の位置を住居等の位置と事業計画から決めておりますが、実は現地の拡大調査を実施し、予測地点も重なるように調査をしております。その辺りが準備書では抜けてしまっているので、評価書で修正する予定です。申し訳ございません。

山室委員

21番、22番に方法書に対する村長意見として提出した内容が十分に評価されていないという意見があります。方法書では、十分な指摘がされていないと理解しています。念のために、方法書に対する市町村の意見を再度確認してみましたが、確かに同じ意見が記載されています。

ここで問題にしたいのは、宮田村で説明会を開催したのが、平成28年6月13日、15日で、方法書に対する市町村長意見を我々に見せていただいたのが8月18日だったということです。第1回審議の6月16日には間に合わないにしても、第2回審議の7月22日にも出てこず、最後の8月18日でポツと出てきていますが、最後の審議

ではこちらは審議し尽くしているつもりでいます。策定中の景観計画を十分に踏まえてほしいという意見がありますが、景観計画の内容を知らされていないので、地元の方がこういったことに十分配慮してほしいと思っていたことをこの資料を見て今日初めてわかりました。これまで、第1回審議、第2回審議に段丘の景観について何度かコメントさせていただいたのですが、まさか水田等も含むということは地元の方でないとわかりません。私共は、事業者に対して何度か方法書の段階で質問をして、回答を説明して貰うことで納得できるのですが、市町村長の出した意見について事業者さんは十分な説明をしていないのではないかと思います。その点については、いかがでしょうか。

片谷委員長

まず、事務局から制度上どうしているかご説明をお願いします。

事務局
是永

市町村長意見は、知事に対する環境保全の見地からの意見ということで、技術委員会の意見を集約した後に技術委員会意見から知事意見に移行する中で、市町村意見を勘案して知事意見を作成するという流れになります。

技術委員会には、参考としてこういった意見があったということをお知らせしています。

山室委員

方法書に対する知事意見も改めて確認しましたが、景観に関する記載が一切ありません。技術委員会をスルーしてしまった場合、市町村意見が知事意見に反映されていない場合は、地元の市町村の意見は確認されない制度ということでしょうか。

事務局
是永

方法書の段階での技術委員会の議論を踏まえ技術委員会意見、市町村意見をまとめて知事意見とするのは、先ほどのとおりです。景観については、具体的なものは全般的事項の1番で河岸段丘がございまして、総括的に知事意見として述べていると認識しています。ただ、おっしゃるとおり、個別にここを入れてほしいといった意見とはしておりません。

山室委員

ありがとうございます。そういう制度であれば、特に準備書の説明会を宮田村で開催したのが、今年の3月13日、14日で、第1回、第2回、第3回では資料として提示されず、今回初めて提出されたわけですね。こういったシビアな意見が出る以上、本当はもうちょっと地元での説明会後の意見の取りまとめを1か月、2か月でやっていただくと、これはどういうことかということ委員会において説明を求めることができます。今後、配慮していただければと思います。

事務局
是永

趣旨はよく理解できましたので、今後そういった段取りを検討して参りたいと思います。

片谷委員長

ありがとうございました。
塩田委員、どうぞ。

塩田委員

資料5の公聴会の意見は、環境影響評価法、あるいは騒音振動関係の法律を逸脱するようなどころがあるわけですが、起きる可能性はあると思います。

まず1つは、以前行われた工事の際に工場をストップしたとのことですが、公聴会で技術的な資料が提出されたかということ。もう一点は、市役所が振動規制法に基づいて振動を測っていますが、これに関する値が出てきたのかということ。20、30年前に結構あった話でチップを作るときに振動が起きると、回路が繋がってしまいショートして全体が壊れてしまうという社会問題になりました。こういったことは、工事の段階でよく起きます。

今回は工事の際にバイブロハンマーを使うとのことですが、バイブロハンマーから

生じる低周波音は機械に影響を与えます。東京でも実際にあったのですが、写真製造を行っているときに、うまく印刷できないというトラブルが結構ありました。こういった振動に対してどう対応していくかという検討は行われていて、除振台が開発されており、問題を解決する技術があります。知事意見としてこういった問題を解決するために何らかの意見を出すことができるのか、この点についてどのように考えればよいでしょうか。

片谷委員長

それはこの後の審議に関わりませんが、技術委員会意見の案には入れていますか。

事務局
是永

これについては今後知事意見の中にどのように反映していくかというのをこれから検討していきたいと思います。

片谷委員長

資料6の審議の中でということですね。アセス制度上は入れることは可能です。住民意見書に書かれていることを知事意見に入れるということもありますから可能ですが、ただ、この委員会の答申ですので委員会で合意すればの話になります。あとは入れる場合どういう書き方をするかということもここで議論したうえで入れることになります。それは位置付けとして入れることは可能だということです。

今塩田委員がおっしゃった防振対策的な技術の面について言及するかどうかについてもこの後の審議で議論することになると思います。

他いかがでしょうか。特に御発言が出ませんので、続いて資料6の審議に入りますので、事務局から説明をお願いします。

事務局
是永

資料6の「準備書に対する技術委員会意見等集約表（案）」を御覧ください。こちらは、第3回審議後の追加意見までにいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で100項目となっております。あらかじめメールにてお送りさせていただいたものに若干、文言修正や不要な語句削除を行いました。趣旨は同じものです。

「意見要旨」は委員の皆様からの御意見、御質問を整理したものです。

「都市計画決定権者等の説明、見解等要旨」の欄については、これまでの説明、見解等要旨として記載した内容を掲載しております。

「取扱」の欄には、それぞれ御意見等について「意見」等の区分を、事務局案として記載しております。

表の上段の注に記載のとおり、「意見」とは、技術委員会意見として知事に対し述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「記録」とは意見以外のもので、会議の中で都市計画決定権者等に説明を求めた内容や、簡易な修正等について記録に残し、事業者に伝えるものです。

「意見等」の欄には、技術委員会意見とする場合の記載内容について、事務局案をお示しておりますので、御意見をいただければと思います。

それでは、事務局案として意見とさせていただいた項目を中心に、簡単にご説明申し上げます。

最初に全般として1番、2番の梅崎委員の降雨災害に関する御意見がございました。また、14～16番の北原委員による土砂災害等の防災に関する御意見、18、19番の梅崎委員の道路の防災的な位置付けに関する御意見、63～68番の道路位置とハザードマップの関連等に関する御意見を全て集約いたしまして1ページの1番のとおり「ハザードマップや揺れやすさマップ等の災害に関する情報を収集し、事業に係る災害対策及び防災効果について評価書への記載を検討すること。」といたしました。

次に7番を御覧ください。

この御意見は委員長より住民意見で懸念される事項と技術委員会の質疑が重複しており、環境影響の低減に関しては、住民の要望に近づく努力が必要であるとの御意見です。また13番の北原委員の盛土による住宅への影響の御意見につきましては、7番に記載のとおり「事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動物及び景

観への環境影響について、最大限回避、低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明すること。」といたしました。

10 番を御覧下さい。富樫委員より土壌汚染防止の観点から道路の盛土に用いる土砂に関する御意見で、この御意見につきましては「搬入する土砂について、汚染防止の考え方を評価書に記載すること。」といたしました。こちらの意見は併せて搬入土砂の管理手法などの御意見である 11 番、12 番を集約いたしました。

次に 21 番です。委員長より大気質の評価にあたり影響程度を分かりやすくするために寄与率で記載する旨の御意見、22 番の寄与率の表記に関する御意見です。また、40 番、41 番では塩田委員から振動の予測結果の増分を明記する旨の御意見、これらを集約いたしまして「評価書において、事業による環境影響が分かるよう、定量的な予測結果の記載にあたっては、現況値や寄与率などを併記すること。」といたしました。

次に 24 番です。山室委員より地域特性から逆転層が生じやすく事後調査が必要ではないかとの御意見です。また、委員長より事後調査、モニタリングの考え方を整理いただきました。また、25 番、山室委員よりモニタリングの実施時期に関する御意見、26 番では環境基準に近い騒音の予測値が得られている地点への遮音壁の設置に関する御意見、28 番では騒音の継続調査により、環境基準を超えるようであれば、遮音壁を設置する旨の環境保全措置を示すよう求める御意見、また、32 番、33 番の塩田委員の遮音壁の効果の不確実性に関する御意見、43 番の建設工事車両による振動、低周波音の予測に関する御意見がございました。これらを 24 番に記載のとおり「事業による環境影響を把握するために、大気質、騒音、振動、水象等について事後の調査を実施することとし、その方法、内容等を明らかにすること。また、調査結果を技術委員会に報告するとともに、環境影響が認められた場合等においては、追加の環境保全措置等を検討すること。」とさせていただきます。

ここで事後の調査とは法律上の事後調査、任意実施のモニタリングの 2 つを含めて事後の調査とさせていただきますが、その選択は都市計画決定権者の判断に今後は委ねたいと考えています。

次に 31 番を御覧下さい。こちらは塩田委員より遮音壁による騒音の減衰についての計算式の記載を求める御意見です。記載する旨の事後回答をいただいておりますが、重要な環境保全措置の一つと考えられますので入念的に「遮音壁の設置による騒音の低減効果等について、具体的な計算結果を評価書に記載すること。」と整理させていただきます。

45 番では山室委員から通水工対策に係る環境影響の回避、低減に関する御意見、また、49 番では通水工対策の工法や事後調査に関する地元説明を求める御意見です。また、46 番は富樫委員から通水工対策の類似事例から地下水の影響に関する予測を求める意見、47 番では事後調査の実施時期に関する御意見、48 番では通水工対策の不確実性に関する御意見、委員長からモニタリングについての御意見、これらを集約いたしまして、45 番のとおり「通水工対策について、先行事例等を用いて概要を示し、地下水への影響を最大限回避・低減する工法を検討すること。また、具体的な工法が決定した段階で、地元住民に対して丁寧に説明を行うとともに、事後の調査を実施し、必要な環境保全措置等を講ずること。」といたしました。

次は 50 番、51 番になります。こちらは富樫委員から地下水の利用状況の把握に関する御意見でございます。また、52 番から 54 番、56 番から 58 番は地下水の予測評価に関する御意見、61 番は地下水の調査地点、事後調査に関する御意見でございます。これら意見を集約いたしまして 50 番のとおり「事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水流向等について精度を高めて把握すること。また、地形・地質構造を考慮の上、地下水への影響について、最大限回避・低減がなされる工法を検討し、当該工法により工事を行うこと。また、事後の調査において、地下水に影響が認められた場合等は、必要な環境保全措置等を講ずること。」とさせていただきます。

次に59番です。富樫委員から地下水流向の予測方法に関する御意見を61番とともに頂いております。また、60番では鈴木委員から同じく地下水流向の予測に関する御意見で、これらを集約いたしまして、59番に記載のとおり「地下水の流向の調査結果について、その根拠を正確にわかりやすく評価書に記載すること。」を求める意見とさせていただきます。

次に69番、70番で中村寛志委員からオオムラサキ、ミヤマシジミの個体と食草に関する影響予測に関する御意見です。これらを集約いたしまして69番に記載のとおり「オオムラサキ及びミヤマシジミについては、個体及びその食草について、改変量又は改変率を整理し予測評価すること。また、生息環境が事業によって消失する場合、食草、周辺に生息する幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じること。」とさせていただきます。

次に71番、72番の中村雅彦委員から猛禽類に関する御意見で、猛禽の高利用域の環境保全措置に関する御意見です。この御意見を集約いたしまして「猛禽類への影響について、高利用域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載し、評価の上、必要な環境保全措置を講ずること。」とさせていただきます。

次に74番の大窪委員のナゴヤダルマガエルの生息環境への影響に関する御意見です。この御意見につきましては「ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、調査地域内における確認情報があることから、情報収集のうえ予測評価すること。また、ツチガエル及びトノサマガエルも含めて、必要な環境保全措置を講じること。」とさせていただきます。

なおトノサマガエル、ツチガエルについては追加意見をいただいた際に、これらの保全を、ということになっておりますので今回追記いたしました。

次に75番、76番、77番、79番のこの地域に生息数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種についての環境影響、保全措置と事後の調査に関する御意見です。こちらの意見につきましては75番に記載のとおり「事業実施区域において生息数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種について、生育環境、近接する湿生環境の保全に配慮した環境保全措置を検討するとともに、事後の調査対象に含めるよう検討すること。」といたしました。

次に82番、83番、84番の定量的予測評価手法についての中村寛志委員からの御意見については、82番に記載の意見（案）として「生態系の予測評価においては、環境単位の改変量を整理し、影響を評価すること。また、バイナリーデータによる類似度係数等を用いた定量的評価を事後調査として実施することを検討すること。」とさせていただきます。

次に86番も中村寛志委員の御意見になります。この御意見ではミヤマシジミについて守る会と国交省が保護エリアを作り、毎年データをまとめているので、それら情報の収集により影響の確認を求めるものです。また、委員長からは問題があれば追加の保全措置を求める御意見をいただいております。この御意見につきましては「ミヤマシジミについては、地元の団体が独自の調査を行っていることから、データの提供を受けて事業による影響を確認し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。」とさせていただきます。

次に90番の梅崎委員から盛土による景観への影響についての御意見です。この御意見につきましては、「天竜川周辺など高い盛土を行う箇所について、景観の予測評価の地点として選定しなかった理由を、評価書において記載すること。」といたしました。

次は91番から93番の陸委員の御意見です。こちらは景観に関する御意見で、モニターが視認と異なり適切な評価ができないこと、予測位置が適切か等の御意見をいただきました。これら意見につきましては「フォトモニターについて、事業が景観に与える影響を適切に把握できる地点から作成するとともに、実際の視認景観に近い画角で撮影したものを示すこと。」とさせていただきます。

最後の94番の陸委員からの景観と人触れについて、三峰川サイクリングロードに

関する御意見です。こちらについては、「三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差点について、ボックスカルバートとした場合の影響をフォトモンタージュを用いて予測評価し、快適性への影響を最大限回避・低減すること。」といたしました。

以上18項目の意見（案）について御説明させていただきました。

事務局からの意見（案）の説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。ではまず資料6について記載されている内容について御意見を承ります。事務局で関連する意見をかなり集約していただきました。元々100近くあったものが数としては圧縮されております。一方で圧縮したことによって若干内容が見えにくくなる場合もありますので、適切に集約されているかどうかという観点も含めて御確認いただきたいと思っております。事前に送られておりましたので御覧いただいたかとは思いますがここで改めて見ていただいておりますお気づきの点がありましたら御指摘ください。特に順番は定めませんので、何番の意見に関する点だということを書いていただければ結構です。ではお願いいたします。

陸委員どうぞ

陸委員

94番の景観人触れについて、まとめていただいたもので内容は結構です。表現上で1カ所追加していただきたいのですが、「ボックスカルバートとした場合の影響をフォトモンタージュを用いて・・・」と書かれていますが、「ボックスカルバートとした場合の景観資源への影響をフォトモンタージュを用いて・・・」というように「景観資源への」を是非入れていただきたいと思っております。

片谷委員長

影響の前に「景観資源への」という6文字を追加してほしいという御意見ですが、事務局はこれでよろしいですか。

他の委員の皆様から御異論がなければそのとおりに修正することにします。

特に御異論はないようですのでそのように訂正してください。他の御意見はございますか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

7番について植物が抜けています。「事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動物・・・」というところを「日照障害、動植物・・・」に変えてください。よろしく申し上げます。

片谷委員長

これは問題ないですね。多分記入漏れですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

是永

片谷委員長

これは追記ということですのでお願いします。「動植物」でいいですね。

ほかはいかがでしょうか。事務局の整理が上手くされているのでそれほど意見が出てこない状況だと思います。今の文言レベルの修正が2点ありましたが他はよろしいですか。

それでは御意見がないようですので、ここに書かれていることに関してはこれでいいということにします。先ほども議論がありました資料4、5の関係市村長意見と公聴会の公述意見を、この委員会として知事に対する意見集約の中に取り入れるかどうかについては、何か御提案、御意見がある方は御発言ください。塩田委員どうぞ。

塩田委員

公述意見を出された方は、前にも同じようなことがあって停止したと言っているわけですね。まずその確認をしていただいて、事実ならばこういったことがないようにするための意見を作成して出した方がいいと思っております。確認はしていませんが私の経

験上はこういったことが起こりうるということは何度も経験しているもので、実際にあったのだらうと思っています。市役所が計って問題ないといった後に工場の操業を停止したということについては、なんらかのリアクションが市役所にあったのではないかと思いますので、そういった確認が必要だと思えます。それを前提にしてこの問題を環境影響評価の中でこういったことが起きないための方策として、除振をする技術があるということをご提案していけばいいと思えます。

片谷委員長

まず市役所の記録を確認していただくというのは、事務局対応可能ですか。

事務局
是永

今回の公述の時は資料の提出はなく、この背景というのは全く現時点では承知しておりません。おそらく公聴会の中で述べた意見が全てで、必要に応じ資料を出すという制度だと思えます。それを確認するというアクションが必要かどうかということとは、中で検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

この委員会がこうしてください、と決定するものではありませんから、委員会から知事答申でこれについて何か触れるとすると、これは福祉施設や学校のように環境保全対象として重視すべき施設の一つですよね。ですので「工事区域周辺の環境保全について配慮すべき施設の申し出があることから、事務局と協議の上対応を検討すること」というようなことを記載しておくとか、具体的な中身は事務局と事業者で協議していただくしかないですね。ここでは具体的こうした方がいいということとは言えません。塩田委員がおっしゃった技術的に振動を抑えるような方法が開発されてきているという情報を考慮していただいて、それが有効ならそれで済むかもしれませんね。ただその費用負担をどうするかという問題は協議が必要だと思えます。

いずれにしてもこの委員会で議決する話ではないので、委員会としては「保全を要する施設の要望が出ていることから事務局と協議して対応を検討すること」という記載でどうでしょうか、塩田委員。

塩田委員

私も知事意見というよりは委員の一人の意見として扱ってもらっていいと思えます。一番のポイントは工場を移転しなければならないかもしれないと言っていることです。選択するかどうかはあちらの自由ですが防振技術があるということをご知らせ、こういった意見を委員会で無視したわけではない、ということが分かれればいいのではないかなと思えます。

片谷委員長

塩田委員が委員の一人として発言されたということだけではなく、それに対してどういう対応が可能か、事務局、事業者で検討してください、ということをごここで申し合わせたということが議事録に残れば少なくとも無視したことにはなりません。それでいいかと思えます。知事に対する答申に記載するのも委員会の権限を越える気がしますし、委員会からの要望として事務局に伝えたという記録にするということで委員の皆様、いかがでしょうか。

塩田委員それでよろしいでしょうか。御異論がないようなので、「技術委員会として対応の検討を事務局に依頼した」と議事録上に記載してください。

ではこの件について他に御意見はございますか。

先ほどの宮田村の意見はどうしますか。

事務局
是永

先ほどの宮田村の意見は知事意見への反映はどうするのかという話になりますので、意見の内容は審議に必要なだということは理解したので、この意見は整理してどのようにするかまた相談させていただきたいと思えます。

片谷委員長

委員会答申に記載するには具体的内容を定められないので、こちら「事務局に対応の検討を依頼した」という記録にさせていただいて、この件に関しては集まって議論

することはないので、その経過をメールで委員に流してください。この知事意見はいつ出しますか。

事務局
是永

これが終わってから手続を早めに行きたいと思います。

片谷委員長

では議事1についての審議は終了とします。

今回はこの件に関する審議は最後になりますので、都市計画決定権者、事業者の皆様何か一言あればお願いします。

都市計画決定権者
高倉

この度は都市計画道路 伊駒アルプスロードの環境影響評価準備書について、片谷委員長様はじめ委員の皆様には慎重な御審議と多岐にわたるご指導を賜りまして誠にありがとうございました。これまで委員の皆様からいただきました専門的な御意見、アドバイス、このあとに出される知事意見を踏まえまして評価書を作成してまいります。本技術委員会の皆様には今後も専門的な見地からのアドバイスを早速お願いすることとさせていただいておりますが、引き続きご指導を賜りたいと思います。

以上をもちましてお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。

ではこのあと10分間の休憩をとりますので、その間に事業者の皆様方は御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

片谷委員長

資料7、8が議題2となっています。では順次事務局より説明をお願いします。

事務局
是永

議事2の「リニア中央新幹線に係る平成29年度における環境調査等の結果について」ですが、報告書が6月に提出されましたので、この内容について説明させていただきます。本日配布した正本に基づいて説明しますとかなり時間がかかりますので、資料7として概要版をまとめさせていただきました。

資料7はリニアの環境影響評価の手続は終了しておりますが、その時点で具体化していない計画や発生土置き場など確定していないものがありました。そういったものについて準備書の知事意見の際に具体化した段階で報告を求める意見を出し、それに基づいて提出があったものです。

なお、これについては7月3日～8月2日までの1ヶ月間住民意見を求め、現在まとめているところです。あわせて一連の関係市町村にもこの内容について意見照会しているところです。

資料7の上に今回報告の基になる各計画の提出状況です。この内容ですと、水資源、発生土置き場の調査関係、トンネル新設工事における環境保全の計画といったものが出されております。これらの計画について実際に調査した結果が今回の報告書となっています。

1の事業の実施状況を御覧下さい。現在工事が始まっている箇所を示しております。左が名古屋方、右が品川方です。上から下に流れている川が天竜川になります。その左に中央アルプストンネル松川他となり、この工事について、これから道路改良をやるにあたり一部樹木の伐採を実施しているところです。

伊那山地トンネル坂島工区については、道路改良工事の実施を行っています。一番右の南アルプストンネル長野工区については、除山非常口、小渋川非常口の非常口トンネルの掘削を開始しています。除山については平成29年4月から、小渋川については平成29年7月から掘削を開始しています。以上が現在の工事の状況となります。

2番事後調査についてになります。2-1の水資源については地下水位、湧水の水量、地表水の流量、水温、PH、電気伝導率、透視度等の調査を行っています。現在の調査場所は大鹿村、豊丘村、南木曾町です。調査の結果については地下水の水位、湧水の

水量は報告書 2-1-9 から 2-1-18、地表水の流量は 2-1-29 から 2-1-42 に記載しています。

年度別の調査結果の地下水の水位、湧水の水量については報告書 2-1-19 を御覧ください。こちらは大鹿村の釜沢水源、荒川温泉の結果です。ここに 27、28、29 年度の地下水の湧水量が出ておりますが、特に釜沢水源の注意書きに「平成 29 年 1 月～9 月の降水量は前年及び前年の同期間と比較して約 60%の降水量であった」とあり、特記事項は枠外に示しております。これから本格工事が始まりますが引続き調査を行う予定です。

資料 7 の 2-2 動物について、希少猛禽類の生息状況の調査となり大鹿村のノスリ、クマタカ、飯田市のノスリです。工事が始まっているのがノスリの大鹿村 A ペア、クマタカ大鹿村 C ペアを含めて、いずれも繁殖の確認がなされています。報告書の 2-2-1～2-2-2 と非公開版 A 3 の 1-1～1-7 になります。例えば大鹿村 A ペアの飛行軌跡図を非公開版の 1-2 に、高利用域や営巣中心域、改変の可能性のある範囲を示した行動圏解析図が 1-5 となります。

次に照明の漏れ出し範囲における昆虫の生息状況です。報告書では 2-2-3～5 ページになります。この趣旨は走光性昆虫の重要種が確認されており、照明設備を設置して工事を始める南アルプストンネルの除山非常口において、ライトトラップ法により昨年調査がなされました。その結果、水銀灯よりもナトリウム灯の方が昆虫類の重要種の誘因効果が少ないことがわかったとのことです。この調査ですが報告書の 2-2-4 ページをご覧いただくと、工事ヤードの左右に黄色のナトリウム灯、水銀灯の配置等の記載があります。

次に 2-3 の植物です。この調査は重要な種の移植、播種の効果に不確実性があることから、それらの生育状況を確認する調査となります。ヒナスゲなど 7 種の植物について豊丘村、大鹿村における移植、播種の結果として生息状況が報告されています。

生育している種や鹿食害にあった種、生育が確認されていない種もありますが、引続き調査が実施されることになっております。

次に 2-4 のその他は発生土置き場における事後調査結果となります。大鹿村発生土仮置き場、希少猛禽類調査結果、ウリカワの調査となりますが、2-2、2-3 と同じ内容となっています。また豊丘村内発生土置き場は現在手続の途中で稼働しておりませんが、調査中ということです。動物はハイタカ本山ペア、植物については 2 種の調査を行っています。ハイタカについては繁殖の成功を確認しております。植物については一部播種したものについて発芽の確認ができていないが、移植については生育しているとの報告がなされています。

裏面を御覧下さい。3 はモニタリングです。3-1 は大気質についてです。

こちらは非常口の工事に伴う建設機械の稼働や発生土仮置き場の粉じん等の調査を行っています。

01、02 の大鹿村について、それぞれ 01 は発生土置き場、02 が小渋川非常口となりますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質いずれも環境基準値以内でありました。

降下ばいじん量はそれぞれ目標値の 20 t に対して大きく下回っております。こちらも引続き調査を継続していくということです。

資料 7 の 3-2 から 3-3 は騒音、振動ですが、こちらは工事最盛期に計測を行うということで、現在は管理上の従事者が確認しており、常時計測のモニターを設置し、その表示によっては作業を低減するといったことを行っています。これは現在工事を行っている除山非常口、小渋川非常口で行っております。

次に 3-4 の水質の測定項目は記載のとおりで、調査地点は大鹿村、豊丘村、飯田市、南木曾町となっています。こちらは全て重金属等、いずれも環境基準に適合しているという報告です。

なお下の・については河川だけではなく工事中の除山・釜沢非常口とヤードからの排水も調査をしており、こちらも排水基準に適合しているという報告です。

次に3-5は水底の底質です。この調査は工事用棧橋設置に伴い、河床の掘削箇所でのモニタリングを行っているものです。これは底質の自然由来の重金属等を調査したもので、その結果、土壤汚染防止法の含有基準に適合している結果となっており、こちらも継続調査を実施するという事です。

次に3-6の水資源です。こちらは井戸、湧水等の水温、水量、pH、重金属、酸性化可能性等の調査となります。調査地点は大鹿村、豊丘村、南木曾町となりますが、こちらはすべて環境基準をクリアしております。

3-7の土壤汚染については実際に非常口からの掘削等について、それぞれの工事用ヤードにおいて1日1回重金属等の溶出試験を行っております。この結果現時点では土壤環境基準に適合しております。また酸性化可能性試験でもPH3.5を下回るものは出ていない、として酸性化可能性は認められないという報告を受けております。

3-8のその他については、発生土置き場におけるモニタリングとして、大気、騒音、及び振動を大鹿村の仮置き場で実施したところ、すべて環境基準をクリアしているという報告です。

右側の上から4つ目の・になります。仮置き場の近傍の1地点で、ヒ素、フッ素、ほう素が地下水の環境基準を超過しているという事です。これは自然由来と推定しておりますが、その理由として現在汚染土壌を置いていない状況での検出のためという事です。

4の環境保全措置の実施については、トンネル工事において大気汚染、粉塵防止、騒音防止、振動防止についてハード面、ソフト面を含めて措置するという内容になっています。

4-2の代替巢の設置について、平成26年から設置しておりますが今のところ使用実態がないという報告です。

4-3の重要な種の移植・播種についても環境保全措置の一環ですが、消失する部分について移植をしているという内容です。

5のその他特に実施した調査について、5-1として希少猛禽類の継続調査を引続き行っていくという事です。今回の報告の中では繁殖成功を確認しているという事です。

5-2は山岳トンネル上部における沢周辺の植物調査とありますが、今回は南木曾町のトンネル上部の植物を確認し、いくつかの重要な植物への影響が考えられるといった場合は、モニタリングを行い必要に応じて環境保全措置を講じる、という報告です。

6の工事の実施に伴う廃棄物等及び温室効果ガスの実績について、6-1の平成29年度は建設発生土が48,464 m³排出したという事です。主にトンネル非常口の掘削の土砂ですが、全て仮置き場に保管されているという事です。

リニア関係については以上です。

片谷委員長

ありがとうございます。

時間に余裕がないので、今日是非確認したいことがあれば御発言ください。それほど急がないものであれば、後日直接事務局に質問をお寄せください。

今何かありますでしょうか。

JR東海の対応は非常にきっちりやっていると私は思っています。現地に行って見ているわけではないので記録が100%正しいかというのは確認できませんが、そこは信用するしかないところです。これだけ丁寧にやってくれていますので知事意見で言った効果はあったと思います。何かありましたら後日事務局にお願いします。

では事後調査報告書の説明をお願いします。

事務局
是永

事後調査報告について説明させていただきます。白い資料になりますが、報告の後に事後調査報告書をまとめております。それぞれの報告書について、かなりボリュームがあるので、概要として資料8を用意いたしました。

資料8の事後調査報告は全部で7案件あり、道路事業2件、一般廃棄物焼却施設4件、送電線1件となります。こちらは7月23日に公告して現在縦覧中で、環境保全の見地から住民意見を8月22日まで求めているところです。また市町村にも意見照会をする予定です。

初めに一般国道292号線及び奥志賀公園線道路改築事業についてですが、志賀高原方面の道路工事です。位置は長野県の北側となり、元々平成5年3月に評価書の公告がなされ平成5年9月に工事着手の通知が出た案件です。平成10年2月の長野オリンピックに合わせて整備した道路で、20年に渡る事後調査計画が策定されており、昨年の調査、今年度の報告で終了となります。

この内容については資料8(3)事後調査報告書の概要にあるとおり、供用後における植物、水質、土壌、底質の調査結果の報告です。

植物については法面緑化回復状況調査として11地点で1m幅のベルトトランセクトによる調査を実施しています。11地点については提出された報告書の概要版11ページに載っています。再び資料8を御覧ください。目標に対する現状と判定として整理しておりますが、それぞれ郷土種による構成、植生の復元、周辺植生の間接影響とありますが、これに対して右側の判定として「概ね達成している」としているが、ただハリエンジュは対応が必要、達成しつつも未だ時間が必要、多くの地点で達成しているが1地点で対策が必要となっています。概ねこの判定については、環境保全措置がある程度できているという内容です。

下の緑化木移植状況調査については、それぞれの目標に対しての判定として、達成しているものと一部達成度が低いというものも認められたという判定がありました。こちらについては資料8の2ページ目に植生以外に一沼と蓮池の植生調査が載っております。こちらは路面排水の影響を把握するため池を任意踏査し植生図を作成しました。一沼の方では全般に変化が見られなかったことから、道路排水による影響はなかったとし、蓮池では全般に変化が大きかったが、人の踏み込みや他事業の管理上の影響が大きかったとあります。ここでターゲットとしていた道路からの排水についての影響はなかったと報告があります。

下の水質、土壌、底質については、融雪剤の散布による影響として、水質、土壌、底質それぞれ調査をしています。これについては記載のとおりで、一部、塩素イオン、カルシウムイオンの濃度が高くなって影響を受ける部分がありますが、その濃度については野菜栽培の限界濃度と比較しても非常に低いので植生には影響はないということです。詳細については報告書を御覧ください。

次に資料8の3ページの一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠についてです。こちらは平成21年5月に評価書の公告がなされ、平成25年6月に工事着手されています。昨年度の報告に引き続き、工事中における水質、水象、植物、動物、生態系の調査結果が報告されました。報告書の5ページに実際の調査地点が記載されています。赤い部分がトンネル工事部分で、11ページまでにわたってグラフと表が記載されています。6、7ページに流量の変化がありますが、内容は河川流量については全地点で降水量と連動した変化流量の季節的変動はみられるが、全体的な流量の減少、特に基底流量の減少はみられないと報告されています。

地下水についてはトンネル上部の観測井戸について、昨年も議論になりましたがH17-01とありますが、5ページに場所が記載されています。ここで水位低下が生じているということです。8ページにそのグラフがありますが27年度に低下があったがその後は大きな低下はなく現状維持となっているということです。

報告書9～11ページに一部大腸菌群数が基準超過、フッ素が超過、ヒ素が基準超過とあります。これらについては10ページ上部に説明がありますが、工事前からヒ素の超過があることから自然由来によるものと考えられるとあります。植物については資料8の3ページの記載のとおりとなっております。動物についても同様に繁殖の成功、代替池での生息状況を調査しております。

4 ページは長野広域連合Aごみ焼却施設となり、長野広域連合の1日/405tの焼却施設となります。こちらについては平成24年2月に評価書の公告があり28年8月に事後調査ということで、事後調査報告は昨年より引続きの報告となります。

こちらの事後報告ですが、工事中における水質、水象の調査が報告されていません。水質については事後調査報告の目標であった「降雨時の現況の水質を悪化させない」を達成したということです。

地下水は工事中における湧水の排水を開始した結果、地下水への影響は認められないということです。

5 ページ上伊那広域連合新ごみ中間処理施設について、こちらは伊那市に建設中です。こちらは昨年度に引続きの事後調査報告になります。今年度は工事中における大気質、騒音、振動、動物の調査結果の報告になります。それぞれ大気質、騒音、振動のいずれも保全目標をクリアしているということです。動物の猛禽類については、対象事業による影響は生じていないと推定されるという報告です。

6 ページ長野広域連合B焼却施設建設事業です。こちらは千曲市での建設で平成27年4月に評価書が公告されました。1日/100tの焼却施設です。今回は工期前の動物の調査結果としてジュウサンホシテントウ、ナミギセル、カタメマイマイの3種についての報告です。このジュウサンホシテントウとナミギセルについては、今回の調査では対象事業実施区域内外で確認されなかったということです。元々アセスの現地調査で確認されたものは、偶然飛んできた可能性が高いというのが専門家の意見です。したがってジュウサンホシテントウ、ナミギセルについては生息していないという判定のため環境保全措置は実施しないという判断です。カタメマイマイについては、今回確認されたため移植を行ったので、その地点でのモニタリングを実施するという事です。

7 ページの新クリーンセンターについては佐久市に建設中です。今年度は工事中における大気質、騒音、振動、水質、水象、植物、動物、生態系の報告です。大気質、騒音、振動、水質、水象については特段環境基準を超過したということはありませんでしたが、引続き調査を継続するという事です。

下の植物、動物、生態系についての表ですが、植物についてはそれぞれ順調に生育しているということです。動物、生態系については、ある程度繁茂しており、猛禽類については繁殖を確認しているということです。

8 ページは飛騨信濃直流幹線新設工事業として、こちらは東京電力パワーグリッド(株)による送電線の設置工事、場所は松本市山形村及び朝日村になります。

こちらは工事前、工事中における植物、動物、生態系の調査結果の報告です。

クマタカ、オオタカ、ハチクマ、ツミ、ハイタカの猛禽類については繁殖が確認されたという内容が大勢を占めています

ツミについては繁殖に係る行動は確認されなかったということです。

ゴマシジミ、ヒョウモンチョウについては、食草については多数確認できたという報告です。

植物については移植等を実施し、引続き事後調査を行うということです。

事後調査報告についての説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。これだけの厚みの報告資料がありますと本日全部読み通すのはできそうにない気がしますが、事務局で内容を確認し要点が説明されました。

何か今日確認しておきたいことがあったら御発言ください。山室委員どうぞ。

山室委員

資料8の3ページ目の地下水位の観測ですが「地下水について、平成27年に水位の低下が見られたがその後の変動はなく・・・」とありますが、これは回復はしていないということですか。ここで下がった時点でどうなるか見ていこうとなると思いますが、そのまま回復していないとなると、何か検討しないといけないのではな

いかという気がします、いかがでしょうか。

事務局
是永

こちらは状況を確認したいと思います。

片谷委員長

真下でトンネルを掘っている場所でトンネルの上から掘って行って地下水を見たら、上で掘っているところとトンネルを下で掘っているところの間に地下水があり、そこが下がったということは、おそらくトンネル工事の方に地下水がある程度抜けたということだと思いますが、その辺の事業者の見解を後で聞いてください。想像すると今のような話だと思いますが、今後は影響がないのか、まだありうることなのか、今後の見解を聞いてください。急ぐ話ではないので次回の委員会で報告してもらえれば結構です。

他はいかがでしょう。大窪委員どうぞ。

大窪委員

国道 292 号及び奥志賀公園線道路改築事業について、法面緑化の回復状況調査において目標に達したかという、現状と判定をご報告いただきましたが、概ね目標を達したという判定が多いが、何をもちて目標を達したかというのがよく分かりません。評価の仕方が曖昧だと思いますので、どういう風にこちらが回答すればいいのか教えてください。

事務局
是永

時間の関係で資料自体をかなり抜粋して説明しましたので、分かりにくかったかと思います。例えば、それぞれの種の種類や生息数を経年で追っておりまして、116、117 ページを御覧いただくと、その移植したものがその後経年でどうなったかというところを評価しています。生存率などを数値化して判定していくのが一番となっています。

大窪委員

法面緑化の回復の判定については質的なものも本来は評価しないといけないと思いますが、どんな樹種に変化したかとか、良くなかった側面としてはハリエンジュが侵入してきたことは判定のところに出ています。他に初期に導入したヤマハンノキなどがどういうふうになつて自然植生に変わっていったかというような細かい表記が本来は必要です。

事務局
是永

ただ今の件は報告書 105 ページに遷移の関係の記載があります。ここに遷移の考え方が示されておりまして、これをベースに判定しています。

片谷委員長

105 ページだけではなく、106 ページから 109 ページまで記載されていますね。疑問点については、大窪委員から事務局に御指摘いただいて、事業者に送って見解を聞くという手順でよろしいですか。ここで議論しても話が進まないと思うので、そのような対応をお願いします。

大窪委員

最近この道路を通ったり蓮池を見たりして感じる場所もあつたので、よろしくをお願いします。

片谷委員長

20 年経っていますので、あとから侵入してきたものがかなり優越してしまっているかもしれないですね。では、他にありますか。

小澤委員

資料 8 の三遠南信自動車道の資料で非公開資料の中に先進ボーリングをした結果が載っています。いわゆる土壌というか、岩石というか、そこの試験結果に溶出基準を超えたヒ素、酸性土が検出されているというコメントがありますが、この情報は施工管理の一環として行うために非公表という扱いになっているのですか。ここ

の情報は細かい情報を出していただいてもいいような気がします。

事務局
是永

事業者を確認してみます。公表できない理由は何か、もっと積極的に公表すべきではないかという趣旨ですよね。

片谷委員長

まだ御意見があるかと思いますが、時間も過ぎましたので、御質問等事業者に確認を求めるようなことがありましたら、後日事務局までお願いします。

これは他の案件も含め1週間後の8月3日までという要望が事務局からありますので、1週間以内に追加の質問等をお寄せいただくようお願いいたします。

では議事3は終了させていただきます。

最後に審議予定について事務局から御説明ください。

事務局
是永

今後の審議予定ですが、第5回技術委員会を今8月20日(月)の13:30から県庁西庁舎301号会議室で開催いたします。審議案件は、太陽光発電所の配慮書について、第1回目の審議を予定しております。公告は8月1日の予定としておりますので、内容等については追ってお知らせいたします。また、リニア中央新幹線に関する案件も予定しております。

開催通知については後日御送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願ひ申し上げます。

なお、事後調査報告等に関してご意見等ございましたら、8月3日(金)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。

本日の資料は郵送しますので、よろしければそのまま残していただいて結構です。

片谷委員長

何か質問等ありますか。

大窪委員どうぞ。

大窪委員

今回の事後調査報告は件数が多いので、あまりためずにその都度出させていただきたいです。ファイルで送っていただいても全部読むのにとっても時間がかかってしまいます。できれば小出しにさせていただきたいです。

事務局
是永

こちらの報告は一斉に来てしまうのですが、次回は配慮したいと思います。

片谷委員長

2回に分けて報告する方法でもいいかと思ひます。早く到着したものから優先するとか、事後調査報告は必ずその月に審議しなければいけないわけではないですから。分けることも念頭に置いてみてください。

では本日の審議はここまでとさせていただきます。事務局へお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。